

京都駅における大型手荷物を携行する観光客数等に関する調査業務 業務委託仕様書

1. 業務の目的

年間5,000万人以上の観光客が訪れる京都市では、観光客による大型手荷物持ち込みに伴う市バス車内における混雑の発生や、観光客が大型手荷物を携帯することによる騒音の発生、観光客自身の利便性低下等の課題が発生している。

そこで公益社団法人京都市観光協会(以下、「観光協会」という)及び京都市では、これまで、手荷物の一時預かり・配送サービス窓口やコインロッカー情報を検索できるウェブサイト「HANDS FREE KYOTO」や、京都駅構内のコインロッカーの満空情報や手ぶら観光情報等を一元的に発信する「京都駅デジタルマップ(Kyoto Station Smart Navi(駅スマ))」の運用など、手ぶら観光に資する取組を実施してきた。

また、市バス車内に大型手荷物を携行する観光客数等の実態把握を目的に、多くの観光客が利用する京都駅前市バスB2、D2のりばに新設したカメラから得られる情報を基に、AI技術等も活用の上、大型手荷物携行者数等の分析調査を開始したところである。

本事業は、昨年度に引き続き、大型手荷物を市バス車内に携行する乗客数はもとより、時期・時間ごとの傾向等を調査し、当該結果等を基に、今後の対策案を検討していくために実施するものである。

2. 業務委託期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)

3. 委託上限金額

3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

4. 委託内容

- A. 京都駅前市バスB2のりば及びD2のりばにおいて、市バス車内に大型手荷物を携行する観光客数等の実態を把握するため、既設カメラから得られる情報を基に、以下事項を分析の上、指定期日までに報告書として納品すること
 - a. 市バスに乗車する日別、時間帯別の乗客数
 - b. a.のうち、大型手荷物を携行する乗客数
 - c. 各バス乗り場の運行ダイヤとb.の関連性を示した分析
 - d. その他、委託者が指定する情報※ 上述a及びbについては、傾向等の比較・分析を行うことを見据えて、より多くの観光客が来訪し、大型手荷物を携行することが見込まれる時期・時間帯を中心に提案すること
- B. 市バス車内に大型手荷物を携行する観光客数等の実態を把握するために、以下に掲げる業務を遂行すること
 - 京都駅前市バスB2、D2のりばの既設カメラの管理・運用を行うこと
 - 上述Aに記載の情報取得に向け、必要な調整等を行うこと
 - 既設カメラで取得した映像で、画像解析により人数をリアルタイムに算定する機能と連携させること
 - 収集した情報については、報告書等で受託者から委託者に対して定期的に報告等を行うとともに、適宜委託者が確認できるようにすること
 - その他、詳細情報は、委託者及び関係事業者と協議の上、決定すること

C. 注意事項

- 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら本業務を進めること。
- 本業務を遂行する上で生じる成果物についてのすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、無期限に委託者に帰属する。
- 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- 受託者においては、本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守すること。
- 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と協議のうえ、決定する。

D. 参考: 京都駅市バスのりばに設置済みのカメラの仕様

- 型番(2台共通): AXIS M5526-E PTZCamera(外形寸法 長さ170mm 直径101mm)
- 設置箇所は以下の通り



B2のりばカメラ設置場所



D2のりばカメラ設置場所

5. 仕様の変更

委託者は、仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ、適当と認めた時には、受託者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

6. 納品物

本業務における成果物や取り組んだ内容を取りまとめた実績については、観光協会が指定した内容を報告書に記載のうえ提出すること。なお、報告書は調査月の翌々月末(令和9年1月及び2月の情報を分析する場合は、令和9年3月31日(水)まで)に委託者に提出すること。

本業務で使用するカメラの所有権は観光協会に帰属する。また、カメラの基本的な操作マニュアルを報告書に記載すること。

7. 支払手続

- 委託金額の支払いは、原則として精算払いとする。
- 受託者は、本業務の実施内容及び要した経費を報告し、経費が当初の見積金額を下回る場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

8. 著作権等

- 本業務を通じて著作権その他知的財産権が生じた場合、その権利は全て委託者に帰属するものとする。ただし、事前に書面による委託者の同意を得た場合はこの限りでない。
- 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。

9. 再委託

- 業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。
- 再委託先は、本業務において受託者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- 受託者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

10. 留意事項

- 原則として、当協会からの業務委託は会員企業を優先する。本事業に関わる非会員企業様の入会にあたっては、通常必要となる2社からの推薦は免除する。
- 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、委託者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱に十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- 受託者は委託者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- 受託者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- 本仕様書の定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うこと。

以上